

ラーク所沢指定管理者業務仕様書

ラーク所沢の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、ラーク所沢の指定管理者が行う業務の仕様及び履行方法について定める。

2 基本方針

ラーク所沢を管理・運営するにあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) ラーク所沢が、勤労者等の文化、教養及び福祉の増進を図る施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 計画的で効率的な運営を行うこと。
- (5) みどりの保全と緑化の推進に努めること。
- (6) 所沢市が定めた環境方針のもと、継続的に環境への負荷を低減し、環境保全活動の推進に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名 称 ラーク所沢
- (2) 所 在 地 所沢市花園二丁目2400番地の4
- (3) 建物概要

竣 工 昭和63年3月4日
構 造 鉄筋コンクリート造
階 数 地下1階地上2階建
敷地面積 3,579.52㎡ (駐車場含む)
延床面積 2,007.6㎡

(4) 施設内容

1 階 ホール、和室(茶室付)、小会議室、トレーニングルーム、更衣室(シャワー、ロッカー付)、エントランス、ロビー、ホワイエ、トイレ、身障者用トイレ、給湯室、廊下、倉庫、資料室、事務室、職員休養室、エレベーター機械室
2 階 研修室、会議室、調理実習室・準備室、相談室、映写・録音・照明室、トイレ、給湯室、ロビー、廊下、倉庫、空調機械室
地下1階 電気室ほか

共用部分 階段、エレベーター
屋外部分 中庭、駐車場(42台)、駐輪場(屋根付、約20台)

4 受付時間

午前8時30分から午後9時30分まで

5 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

6 休館日

年末年始 12月29日から翌年の1月3日

施設内清掃日 月に1回（清掃日は市と協議の上、取り決める。）

（なお、必要がある時は、市の承認を得て、臨時に開館又は閉館できる。）

7 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

8 法令等の遵守

ラーク所沢の管理にあたっては、本仕様のほか、関係法令に基づかなければならない。

9 指定管理者が設置する機器等

- (1) 通信設備として、既存の電話以外に、FAXを設置すること（リース可）。
- (2) 事務処理に必要がある場合、パソコン等の機器類を指定管理者の自己負担によって設置することができる。
- (3) その他、施設の管理運営上必要となる機器類。
 - ※ 機器等を設置する場合には事前に市の承認を得ること。
 - ※ 設置により生ずる通信料等については、指定管理者が支払い事務を行うこと。

10 業務内容

- (1) 施設の管理運営に関すること
 - ① 職員の配置等に関すること。
 - ア 所長1名を配置すること。
 - イ 原則として、職員（所長を含む）2名以上を配置すること。
 - ウ 防火管理者の資格を有する者を1名以上配置すること。
 - エ 電気技術者の選任をすること（自家用電気工作物に高圧受電盤が設置されているため）。
 - オ 異動や退職により職員に変更が生じたときは直ちに市へ報告すること。
 - カ 職員の勤務形態を、施設の運営に支障がないように定めること。
 - キ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。
 - ② 毎日の開館及び閉館時等に関すること。
 - ア 駐車場ゲート・バリカーチェーンの開閉
 - イ 警備機械の解除・設定、各ドア及びガス元栓等の開閉
 - ウ 湯沸、エレベーター、トレーニングルームのシャワー用ガス点火・換気扇等の準備
 - エ ロッカー内・和室の押入れ内、備品等の確認
 - オ 施設内外の設備等の総合巡視点検

- ③ 受付業務に関すること。
 - ア 会議室、和室等の利用申請書の受付、利用料金の徴収、利用許可書・領収書の発行（令和14年4月1日から同年6月30日までの利用に係る利用申請書の受付を含む。）
 - イ 減免申請書の受理、減免の承認
 - ウ その他、受付業務に必要な事項
 - ④ 産業振興課主催または共催で実施する就職支援事業の実施に関すること
 - ア 会場の確保（公用扱いで、事前に確保）
 - イ 事業のPR
 - ウ その他、事業に必要な事項
 - ⑤ 利用者からの意見聴取に関すること
 - ア 利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、年1回以上、利用者から意見聴取を行うこと。
 - イ 実施した意見聴取の内容について、市に報告するものとする。
 - ⑥ 自主事業については、次に基づき実施することができる。
 - ア 勤労者等のニーズが反映されていること。
 - イ 事業の内容は、文化、教養及び福祉増進を図るものであること。
 - ウ 参加料等を徴収する場合は、事業に必要な経費と比較し、相応な金額を設定すること。
 - エ 事業を実施する場合は、事前に市に事業計画書を提出し、承認を得ること。
 - ⑦ 賠償責任保険の加入に関すること
 - ア 管理運営において指定管理者の過失等により発生した事故等で、指定管理者が負うべき賠償責任に対応できるよう賠償責任保険に加入すること。
 - イ 指定管理者が行う自主事業について、賠償責任保険に加入すること。
 - ⑧ その他、施設の管理運営に必要な事項
- (2) 施設、設備及び器具の維持管理に関すること
- ① ラーク所沢の適正な運営のため、施設の以下の設備等の保守管理に関すること。
清掃、機械警備、消防設備、防火対象物、自家用電気工作物、空調設備、エレベーター、自動ドア、受水槽、植栽管理、舞台設備、移動観覧席、トレーニング機器、建築設備、建築物
なお、詳細は、別表「ラーク所沢管理保守点検等業務」のとおりとする。
 - ② 屋外（中庭、駐車場、駐輪場等）の管理に関すること。
 - ③ トレーニング機器指導（トレーニング機器利用者講習会）に関すること。
なお、詳細は、別表「ラーク所沢管理保守点検等業務」のとおりとする。
 - ④ 修繕に関すること。
緊急又は軽微な修繕の必要が生じた場合には、次のアからウに該当する場合を除き、原則として2人以上の相手から見積徴取をし、指定金額（市が指定する金額）を上限として修繕を行うものとする。
なお、上記以外の修繕及び指定金額を超えた修繕が必要となる場合には、事前に市へ報告をするものとする。
 - ア 修繕金額が10万円未満のとき
 - イ 特殊な修繕をするとき
 - ウ 修繕の内容の特殊性により、契約の相手が特定されるとき

⑤ AED の管理に関すること。

ア インジケータ表示の状況について日常的に点検を行うこと。

イ 電極パッド・バッテリー等の消耗品が交換時期に至った場合、消耗品を調達し交換を行うこと。

(現在設置しているAED)	
メーカー・規格	: 日本光電 AED-3100
購入年月日	: 令和2年8月
期限	: 電極パッド ~2027年9月(2個)(交換サイクル約2年)
	バッテリー ~2029年10月(1個)(交換サイクル約3年)

ウ 指定管理期間中にAED本体の故障や、使用期限(購入から8年)の到来などにより使用が継続できなくなった場合は、AED本体の買い替え(更新)を速やかに対応すること。

(3) 環境管理に関すること

① ねずみ、こん虫などの防除に関すること。

必要に応じて防除作業を実施するものとする。「防除」とは、殺虫剤の散布だけでなく環境対策も含める。

② 良好な空気環境の維持に関すること。

③ 新型コロナウイルス等の感染症対策として、指定管理者は、施設を安全かつ適正な状態で運営する責務を負い、感染症の拡大防止にかかる対策を講じること。

④ その他、環境管理に必要な事項に関すること。

(4) 事業計画書及び事業報告等

① 指定管理者は、毎年度の事業方針、職員体制、年間事業計画、収支計画、再委託事業等の事業計画書を作成し、前年度末までに市に提出し承認を得ること。

② 毎月の利用者数、利用料金収入、修繕等について、翌月10日までに市に報告すること。

③ 毎四半期の利用者数、利用料金収入、予算執行状況等について、翌月20日までに市に報告すること。

④ 当該年度の事業実績、利用者数、収支結果等の事業報告書を当該年度終了後2月以内に市に報告すること。

⑤ 当該年度の修繕料の執行状況を当該年度終了後1月以内に市に報告すること。

(5) 利用者との懇談会を年1回以上開催し、利用者の意見等を施設の運営に取り入れるように努めること。

(6) その他

① トレーニングルームの利用について、利用者の体調不良・けが人の発生などの確認のため、定期的にトレーニングルームを巡回し、十分注意を払うこと。

② 急病等の対応について、利用者の急な病気・けが等に対応するためマニュアルを作成し、緊急時には適切に対応できるようにすること。

③ 緊急時対策、防犯・火災・地震対策について、マニュアルを作成し、年1回以上の訓練等を行うこと。

④ 個人情報については、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条(個人情報の保護)を遵守し、保護にあたること。

⑤ 指定管理者の情報公開について、所沢市情報公開条例第26条の2の規定により、ラーク所沢の管理に関する情報の公開を行うための明文の規程(情報公開規程等)を制定すること。

1 1 利用料金及び経費等

(1) 利用料金

利用料金については、ラーク所沢条例別表第1及び別表第2に規定する利用料金の範囲内で設定し、市の承認を得ることとし、指定管理者の収入になるものとする。

① 減免の取扱い

公用又は公共的事業のために使用する場合は、市長の承認を得て、利用料金の減免を行うこと。

なお、減免による減収分について、市では補填しない。

② 利用料金の取扱いの特例

指定管理者の交代時に、旧指定管理者が指定期間中に徴収した利用料金に、新指定管理者が管理する4月以降の利用分に相当するものがあったとしても、旧指定管理者の収入とする。

(2) 修繕費の執行

修繕費については、指定金額以内で執行し、年度末精算により残額が生じた場合は、速やかに精算書を市へ提出するとともに当該年度終了後2月以内に市へその残額を返還すること。

(3) 指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができる。

1 2 備品等

指定管理者は、市の所有に属する備品は、物品管理簿を備えてその保管にかかる備品の整理及び管理を行い、廃棄等の異動については市の承認を得なければならない。

なお、備え付けの備品等の内訳は別途提示します。

1 3 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市内にある他の公の施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) 職員は勤務中、名札を着用すること。
- (6) 施設内における飲酒は禁止とすること。
- (7) その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

1 4 その他

(1) 指定期間開始前に申し込まれた施設の利用申請やその他の必要データ等については、原則として現指定管理者から引き継ぎを行うこと。

(2) 指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、施設を指定管理開始前の状態に復して次期指定管理者又は市に引き継ぎを行うこと。

なお、業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎを行うとともに、必要なデータ等についての提供を行うこと。

(別表)

ラーク所沢管理保守点検等業務

項目	業務内容
清掃	別紙①「清掃業務仕様書」のとおりとする。
機械警備	別紙②「機械警備業務仕様書」のとおりとする。
消防設備	別紙③「消防設備等保守点検業務仕様書」のとおりとする。
防火対象物	別紙④「防火対象物定期点検業務仕様書」のとおりとする。
自家用電気工作物	別紙⑤「自家用電気工作物保安業務仕様書」のとおりとする。
空調設備	別紙⑥「空調設備保守点検業務仕様書」のとおりとする。
エレベーター	別紙⑦「エレベーター保守点検業務仕様書」のとおりとする。
自動ドア	別紙⑧「自動ドア保守点検業務仕様書」のとおりとする。
受水槽	別紙⑨「受水槽等保守点検業務仕様書」のとおりとする。
植栽管理	別紙⑩「植木剪定等業務仕様書」のとおりとする。
舞台設備	別紙⑪「舞台設備保守点検業務仕様書」のとおりとする。
移動観覧席	別紙⑫「移動観覧席保守点検業務仕様書」のとおりとする。
建築物	別紙⑬「建築物定期点検業務仕様書」のとおりとする。
トレーニング機器	別紙⑭「トレーニング機器保守点検業務仕様書」のとおりとする。
トレーニング機器	別紙⑮「指定管理者が設置するトレーニング機器一覧」のとおりとする。
トレーニング機器指導	別紙⑯「トレーニング指導業務仕様書」のとおりとする。

- ・上記の項目については、業務日誌又は業務報告書等を作成し、保管するものとする。
- ・上記の項目の実施については、業務に適切な実施日を設定するものとする。なお、実施月が明記されているものは、必要に応じ変更ができるものとする。

清掃業務仕様書

この仕様書は、ラーク所沢の清掃業務作業の概要を定めるものである。ただし、現場の状況に応じ軽微なものについて、この仕様書に記載されていない事項であっても、指定管理者が美観、または建物管理上必要があると判断した作業については、実施しなければならない。

1 実施場所

所沢市花園二丁目2400番地の4

ラーク所沢

2 業務内容

(1) 日常清掃

原則として、開館日の毎日実施する。

(2) 定期清掃

原則として、月1回行う。

3 清掃作業要項

(1) 日常清掃作業実施においては、施設利用者に不快、不親切な印象を与えないよう、計画的かつ、能率的に作業を行うよう適正な要員を配置すること。

(2) 定期清掃作業実施は、あらかじめ計画を立て実施すること。

(3) 従業員に対し清掃作業時間中は、一定の服装で名札を着用させること。

(4) 作業に使用する材料、機械器具等は、すべて品質良好なものを使用すること。

(5) 作業に使用する材料（ごみ袋含む）、機械器具、電力及び水道の費用は指定管理者の負担とする。

4 損害その他

作業の実施にあたり、建物、工作物等に対し、故意もしくは重大な過失によって損害を与えたときは、指定管理者が負担するものとする。

5 一般的事項

作業の実施にあたっては、衛生、火気に十分留意するとともに業務に支障のないよう次の事項について注意すること。

(1) 施設建物内及び外周の衛生環境を常に清潔に保持し、利用者に爽快な環境を確保する。

(2) 利用者に不快、不親切な印象を与えないようにする。

(3) 貸与された鍵は慎重に取り扱い、必要なときに限って使用する。

(4) 窓の開閉等により塵埃を飛散させないこと。

(5) 執務時間中の作業は、建物の内外を問わず塵埃飛散防止等に十分注意すること。

(6) 清掃器具の取り扱いによる衝撃等により、機械器具その他の器物を破損しないこと。

(7) ガソリン、ベンジン等の引火性の危険物は使用しないこと。

(8) 電気器具の使用にあたっては、制限容量以内のものとし、極力電気料の節約に努めること。

(9) 水道の使用にあたっては、極力節水するとともに、周囲に飛沫させないこと。

(10) タイル、石材部等は、清掃後の残水が残らないように仕上げること。

6 ごみ運搬作業

施設から出されたごみを分別し、適切な処理を行うこと。

7 その他

(1) 清掃作業にあたっての基準については、別添「清掃作業基準書」に定めるとおりである。

(2) この仕様書に定めのない事項及び、この仕様書に疑義が生じたときは、指定管理者は市と協議の上、決めること。

清 掃 作 業 基 準 書

業務内容

(1) 日常清掃

- ・床面の清掃
 石材、P タイル、塩ビシート、フローリング、カーペット、磁器タイル等床材の材質、形状に応じ、ていねいに掃き又は拭きを行う。特にカーペット部は真空掃除機にて清掃する。
- ・壁面の清掃
 ハタキ又は軟布にて埃を払い、特に汚れのあるところは中性洗剤を用いて除去する。
- ・玄関・エントランスホール
 ガラス金属部の空拭きを行う。雨天の際はモップ拭きの回数を多くし、除水する。マット類の清掃をする。
- ・洗面所、トイレ、湯沸室
 床を掃き水拭きをする。壁面の汚れの拭きあげ
 便器、洗面器など衛生陶器の洗浄
 鏡のみがき、汚物、茶がらの処理
 衛生消耗品補充
- ・備品等の清掃
 家具、什器備品は水拭き、空拭きを行う。
 調理実習室の油汚れ等は、洗剤を用いて清掃する。
 机上、電話機、灰皿の清掃
- ・外周、庭の清掃
 紙屑、吸い殻、枯れ葉の拾い掃き

(2) 定期清掃

清 掃 内 容	清掃回数	備 考
P タイル、フローリング部、石材タイル部	月 1 回	床面等を水拭き清掃をする。
	年 3 回	床面を中性洗剤で洗浄し、樹脂ワックスを 2 回以上塗布し仕上げる。
カーペット部	年 1 回	年 1 回の作業の他、随時状況に応じ、部分的なシャンプークリーニングを実施する。
調理実習室の換気扇	年 3 回	4・8・12 月に薬剤使用による洗浄をする。(7 台)
照明器具	年 1 回	塵払い、薬剤使用による洗浄をする。
ブラインド	年 1 回	汚れを除去し、薬剤使用による洗浄拭き上げつやだしを行う。
サッシ	年 1 回	汚れを除去し、薬剤使用による洗浄をする。 ※ 2 F 研修室外側アルミサッシ 2 1 m ² を含む
窓ガラス	年 3 回	4・8・12 月にガラス用洗剤、必要に応じみがき粉を用いて、拭きあげる。
ごみ置き場	月 1 回	清掃する。
玄関マット 3 枚	月 1 回交換	交換する。
空調機フィルター	月 1 回	清掃する。

(3) グリーストラップ清掃一式

- ア 6 か月毎に汚泥をくみ取り清掃を行うこと。
- イ くみ取った汚泥は、廃棄物処理法に基づき適性に処理すること。
- ウ グリーストラップ容量 No. 1 : 1. 3 m³、No. 2 : 1. 2 m³、合計 : 2. 5 m³

(4) 屋上

- 年 1 回、清掃し、破損等の有無を確認する。

清掃業務面積表

床面積表 (m²)

床質材料	外 部	一 階	二 階	合 計
御影石ジェットバーナー	117.7	255.3		373.0
磁器タイル100	241.0			241.0
磁器タイル 25		42.9	13.8	56.7
大谷石		9.1		9.1
桧甲板		21.4		21.4
化粧木質床材		41.6		41.6
天然化粧フローリング		3.1		3.1
フローリングボード 18		283.0		283.0
Pタイル		245.9	117.6	363.5
ビニールシート		16.4	238.4	254.8
カーペット			84.1	84.1
タイルカーペット		22.4	20.3	42.7
ニードルパンチカーペット		27.3	0	27.3

壁面積表 (m²)

壁面材質	外 部	一 階	二 階	合 計
御影石本磨	48.0			48.0
磁器タイル 50		394.0		394.0
陶器質タイル 100		49.8	51.2	101.0

ガラス面積表 (m²)

ガラス材質	面積 (m ²)
強化ガラス 12mm	69.6
フロートガラス 3mm	14.9
〃 5mm	37.2
〃 15mm	17.6
型板ガラス 4mm	1.5
熱線反射 6mm	0.3
ガラスブロック 80mm	27.2
〃 95mm	10.9
ポリカーボネイト 5mm	14.2
フクソーガラス FL5-6-FL5	222.3
〃 FL5-6-P4	1.7
〃 FL5-6-PW6.8	110.0
〃 FL6-6-R6	2.0
〃 FL8-6-FL8	11.4

備考 FL : フロートガラス
P : 型板ガラス
PW : 網入磨板ガラス
R : 熱線反射ガラス

機械警備業務仕様書

1 目的

ラーク所沢の施設（以下「施設」という。）内財産の保護を目的とする。

2 任務

- (1) 火災・盗難及び損壊行為の拡大防止
- (2) 事故確知時に関係先への通報、連絡
- (3) 警備実施事項の確認、報告

3 警備方法

機械警備方式によるものとする。

4 警備基準時間

施設が閉館している時間とする。

5 警備実施時間

前記警備基準時間内において、施設が無人の状態になった場合に警備をする。

6 警備仕様

- (1) 施設で発生した異常事態を自動的に通報する機能を持ち、本件警備を実施するために必要な機器（警報装置）を設置し、万全を期するものとする。
- (2) 警備実施期間中、警報装置を常時監視するとともに施設の異常事態に備えた機動隊との連絡を保持する。
- (3) 機動隊と連絡を保持し、施設の異常事態に備え警備に万全を期すこと。

7 異常事態発生時における処置

- (1) 警報装置により、施設に異常事態が発生したことを確知した時は、機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。
- (2) 施設に到着した機動隊は、異常事態を確認後、必要に応じて関係先へ通報並びにあらかじめ定められた施設の責任者、又は緊急連絡者へ連絡する。

8 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で市に報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

9 警報装置の保守点検

施設に設置された警報装置の機能について、適時保守点検を行う。

消防設備等保守点検業務仕様書

本点検は、消防法第17条3の3並びに消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づき、別紙消防用設備等設置一覧表に定める設備の各種点検〔機器点検（年2回）・総合点検（年1回）〕の内容に応じて行うものであり、点検の基準は平成16年消防庁告示第9号により実施するものとする。

1 保守点検項目

- (1) 自動火災報知設備 年2回 (6、12 月)
- (2) 誘導灯設備 年2回 (6、12 月)
- (3) 消火器具 年2回 (6、12 月)
(ただし、2回目については、機能・放射点検各1本含む)
- (4) 屋内消火栓設備 年2回 (6、12 月)
- (5) 非常放送設備 年2回 (6、12 月)
- (6) 非常照明灯（機能点検） 年2回 (6、12 月)

2 故障修理

不時の故障の際、迅速に修理するものとする。

3 使用期限の到来した消火器具の更新（買い替え）

消防設備等保守点検の実施にあたり、使用期限の到来した消火器具は、指定管理者の負担により更新（買い替え）を行う。

消防設備等設置一覽表

1	消火器具	
	(1) 粉末消火器 (10型)	12本
	(2) 粉末消火器 (20型)	1本
2	屋内消火栓設備	
	(1) ポンプモーター	1台
	(2) 操作盤	1台
	(3) 消火栓 (屋内)	5基
	(4) 起動用スイッチ	5個
	(5) 表示灯	5個
3	誘導灯設備	20個
4	自動火災報知設備	
	(1) 受信機1級	1台
	(2) スポット型感知器 (差動式)	30個
	スポット型感知器 (定温式)	14個
	(3) 煙式感知器	23個
	(4) 発信機	5個
	(5) 電鈴	6個
5	非常警報 (放送) 設備	
	(1) 増巾器 (115w)	1台
	(2) 遠隔操作盤	1台
	(3) スピーカー	49個
6	排煙・防火扉・防火シャッター設備	
	(1) 制御盤1級7回線	1台
	(2) 煙感知器	5個
	(3) 排煙ダンパー (連動式)	1面
	(4) 可動タレ壁 (連動式)	4個
	(5) 防火扉S型 (連動式)	4個
	(6) 防火シャッター (連動式)	2個
	(7) 排煙装置 (排煙窓)	17台

防火対象物定期点検業務仕様書

この仕様書は業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、常に安全かつ良好な作動状態を保つよう努めるものとする。

1 点検内容

消防法第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検

2 点検資格者

防火対象物の火災の予防に関し専門的知識を有する防火対象物点検資格者

自家用電気工作物保安業務仕様書

◎自家用電気工作物の概要

- (1) 設備容量 300KVA (契約種別 業務用電力)
- (2) 受電電力 195KW
- (3) 受電電圧 6,600V
- (4) 非常用予備発電装置 発電機定格出力 28KW 発電機定格電圧 200V

◎保安業務の細目及び基準

自家用電気工作物の保安業務委託の細目及び基準は、次の各号によるものとする。

- 1 点検及び試験は、電気工作物の種類並びに点検及び試験の種別にしたが、原則として別表第1のとおりとする。
- 2 清掃業務は、年1回とし、次の各号によるものとする。
 - (1) 設備の運転を停止し、高圧受電盤、低圧配電盤、主要機器、計測装置、その他附帯設備一式をウエス等により入念に清掃すること。なお、キュービクルの場合は、内外面扉も同様に行うこと。(キュービクル外部はワックス仕上げとする。)設備内の汚れが酷い場合には、必要に応じて、別途清掃を行うこと(盤面数5面)。
 - (2) 施設場所により、キュービクルの場合と電気室の場合とがあるので、前者の場合はキュービクル内、後者の場合は電気室内を電気掃除機等により入念に清掃すること。
 - (3) キュービクルの場合は金網内部の草を取り除くこと。なお、除草剤等の薬品の使用は原則として認めない。また、扉等に錆が認められる場合は錆を落とし、その個所を共色のペイントで塗装すること。
- 3 臨時点検は、次の各号によるものとする。
 - (1) 高圧受電盤(付属低圧盤を含む。)の指示計測器校正試験は、必要に応じて行う。
 - (2) 高圧機器に内蔵する絶縁油の点検は、絶縁油の絶縁耐力試験及び絶縁油酸化試験を必要に応じて行う。
 - (3) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験(高圧器材に限るものとし、必要に応じて行うものとする。)を行う。
 - ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物。
 - イ 受電用遮断器(電力用ヒューズを含む。)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気器材。
 - ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気器材。
 - (4) 高圧受配電設備については、梅雨期、襲雷多発期、台風期及び降雪期には異常が発生するおそれがあるので、月次点検又は年次点検の際に特に留意した点検を行う。
 - (5) 非常用予備発電装置の負荷試験(負荷をかけた状態での運転試験)については、年度内に1回実施するものとする※。
- 4 点検及び試験の周期は、次の各号によるものとする。
 - (1) 月次点検を、毎月1回実施するものとする。
 - (2) 年次点検を、年度内に1回実施するものとする。
 - (3) 臨時点検を、必要と思われるとき実施するものとする。
- 5 点検又は試験の一部又は全部を実施しない場合とは、別表第2のとおりとする。

別表第1 (点検及び試験の基準)

電 気 工 作 物		点検及び試験項目	月次点検	年次点検
受 電 設 備	責任分界となる 開閉器 引込線 電線及び支持物 ケーブル	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器 油入開閉器	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶縁抵抗測定		○
		動 作 測 定		○
	母線 計器用変成器 断路器 電力用コンデンサ 避雷器	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶縁抵抗測定		○
	配電盤 及び 制御回路	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
	蓄電池	液量点検	○	○
		電圧・比重測定		○
		液温測定		○
接地装置	外 観 点 検	○	○	
	観 察 点 検		○	
	接地抵抗測定		○	
電 設 備	開閉器、遮断機 変圧器、支持物 電線、配電線路 ケーブル、接地装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
所 の 設 備 場	電動機類、電熱器 電気溶接機 照明装置、接地装置 配線、配線器具 その他の機器類	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		漏れ電流測定	○	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	内燃機関及び 付属装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		起動試験	○	○
	発電機及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
	発電機	負荷試験		○
開閉器その他の電機 機器	受変電設備と同じ			

- (1) 「外観点検」とは、電気工作物を停止しない状態で、梯子その他の器物を用いないで到達できる範囲内で点検することをいう。
- (2) 「観察点検」とは、電気工作物を停止した状態で点検することをいう。
- (3) 「漏れ電流測定」とは、高圧受電設備の変圧器の第2種接地工事の接地線において測定すること。
- (4) 蓄電池設備に於いて液面低下を認めた場合は、直ちに補充するものとする。

別表第2

点検又は試験の一部又は全部を実施しない場合

1 漏電火災警報機、昇降設備等の取扱いに、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械群のように、取扱いに高度の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る。）以外の点検及び試験。

2 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び試験。

空調設備保守点検業務仕様書

1 一般的事項

本仕様書は、空調設備の保守点検業務の大綱を示すもので、明記してない業務でも、業務遂行上必要な業務については、適切な判断により実施するものとする。

2 目的

施設における空調設備の正常、かつ良好な維持と運転状態を保つため、適切な点検と整備を行い安全の確保を図ることを目的とする。

3 事故防止

保守点検及び整備作業中は、機器が作動している場合もあるので、事故防止等の万全を期さなければならない。

また、本業務のため第三者に損害を与えた場合は賠償の責を負わなければならない。

4 実施基準

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令に基づいて安全確実に実施する。
- (2) 定期点検は、運転時間10,000時間毎又は、5年1回のどちらか早く達した時（令和12年度）に定期点検を実施し、定期点検とは別に、年に1回以上、簡易的な点検を実施する。
- (3) フロン漏えい点検は、簡易点検を四半期に1回以上、定期点検を次に掲げる定格出力に応じた回数を実施する。
 - ・7.5Kw以上50Kw未満 3年に1回以上
 - ・50Kw以上 1年に1回以上
- (4) 3年に1回（令和9年度、令和12年度）に室内機薬品洗浄を行うこと。
- (5) 上記の外、具体的なメンテナンスに関しては、メーカーが発行している技術資料及び各種説明書によること。

<対象設備機器>

1 ガスヒートポンプエアコン

(1) 室外機

パナソニック U-GH560S1D 3台
 パナソニック U-GH450S1D 1台
 三菱重工 GAP900M1-H1 2台

(2) 室内機

天井カセット（4方向）型（パナソニック S-G28US1N）	1台
天井カセット（4方向）型（パナソニック S-G36US1N）	9台
天井カセット（4方向）型（パナソニック S-G45US1N）	3台
天井カセット（4方向）型（パナソニック S-G56US1N）	4台
天井カセット（1方向）型（パナソニック S-G22DMS1）	1台
天井カセット（2方向）型（パナソニック S-G22LS1）	3台
天井カセット（2方向）型（パナソニック S-G90LS1）	2台
天井ビルトインカセット型（パナソニック S-G71FS2）	2台
天井ビルトインカセット型（パナソニック S-G56FS2）	2台
天井ビルトインカセット型（パナソニック S-G90FS2）	2台
天井埋込型（パナソニック S-G71ES1）	3台
ペリメーター床置（露出）型（パナソニック S-G45PS1）	5台
ペリメーター床置（隠ぺい）型（パナソニック S-G28PMS1）	2台

(3) 直膨システムエアハン

床置水平型（三菱重工 GCCP4502MT1） 1台

2 パッケージ形空気調和機

空気熱源ヒートポンプパッケージエアコン（ルームエアコン）（CS-225CJ） 3台

エレベーター保守点検業務仕様書

- 1 隔月 1 回定期的に、技術者がエレベーターを正常かつ良好な運転状態に保つようフルメンテナンスを行い、必要な場合は機器並びに付属部品の修理又は取替を行う。
- 2 定期検査
建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づく定期検査を行う。

[エレベーター仕様]

停止個所：1 階、2 階

用 途：乗用（車椅子仕様・点字銘板）

制御方式：油圧式バックプランジャー方式（間接式）

操作方式：方向性乗合全自動方式

積 載 量：750kg 11名

速 度：30m/min

管制運転：地震時管制運転装置（P波）、停電時自動着床装置、火災管制運転装置

メーカー名：フジテック株式会社

自動ドア保守点検業務仕様書

1 点検回数 3か月に1回 フルメンテナンス保守

2 機種 ES型 3台

3 点検項目

- (1) ドアオペレーター本体機器の動作状態点検
- (2) ドアオペレーター箱内にある電気配線の端子のゆるみの点検
- (3) ドアオペレーター油槽の点検並びに油漏れの有無、清掃
- (4) ドア一開閉速度及びクッションの調整
- (5) ドアオペレーター制御箱内電気系統の動作点検
- (6) その他必要と認める箇所の点検、給油、調整及び清掃

4 保守内容

- (1) 3か月に1回、技術者が、自動ドアの機械及び附属機器の定期点検調整を行う。
- (2) 不時の故障の際、迅速に修理し良好な機能を果たせるものとする。

受水槽等保守点検業務仕様書

ラーク所沢受水槽等の設備について次のとおり実施する。

I 給水設備保守（点検）業務

1 電気自動制御装置

- (1) 揚水ポンプ作動点検
- (2) 電圧計指示値点検
- (3) 負荷電流計指示値点検
- (4) 満水警報装置作動点検
- (5) 端子類の締付状況点検
- (6) 絶縁抵抗の測定
- (7) 電磁開閉器の振動異常音の点検
- (8) 各スイッチ類表示ランプの点検

2 揚水ポンプ及び付属機器

- (1) 揚水ポンプ、グラウンド部の点検
- (2) 揚水ポンプ振動、異常音の点検
- (3) 揚水ポンプ軸受部の点検
- (4) 揚水ポンプ圧力計指示値点検
- (5) 揚水ポンプチャッキバルブの点検
- (6) 潤滑油類の注油状況点検
- (7) その他バルブ類の点検

3 受水槽

- (1) ボールタップの作動状況点検
- (2) フートバルブの点検
- (3) 電極棒作動状況の点検
- (4) 電極棒保持器の点検
- (5) 各バルブ類及び接合部の漏水点検
- (6) 槽内底部内壁の汚水状況点検
- (7) 槽外部の巡視点検
- (8) 滅菌装置の作動状況点検

4 ウォータークーラーの点検時期 5月・11月（年2回）

5 給水施設の点検時期 6月、9月、12月、3月（年4回）

6 その他

ポンプ室内の整理整頓の点検

II 受水槽清掃

受水槽清掃作業を行うに当たり、その順序と方法を規定したものである。

各作業員は、自己の分担範囲をよく理解し、特に衛生的な作業を行わなければならない。

又、当該受水槽の使用状況等を充分理解し、作業手順、使用機器等熟慮した上で、如何に断水時間を短縮し完全なる清掃を遂行するかに努める。

1 作業チームの編成

- (1) 3名1組（原則）とし、有資格者を含むものとする。
- (2) 塗装業務及び受水槽付属機器の修理等がある場合は、その必要人員を増員する。
- (3) 受水槽の構造、立地、作業の難易により、その都度必要人員を増員する。

2 作業員の健康管理及び服装

- (1) 作業員は常に健康に留意し、3か月毎に検便を受ける。
- (2) 作業員は作業前に予め消毒済の指定された作業衣、保安帽、ゴム製長靴、ゴム製手袋、状況に応じてマスク等を着用する。
- (3) 手袋、長靴は水槽に入る直前に消毒液にて再度洗う。
- (4) 消毒用液は次亜塩素酸ナトリウム（又は同等品）とする。
（遊離残留塩素 100PPm）

3 使用機材機器

- (1) 受水槽の清掃用機器は、これを専用とし他に使用しない。
- (2) 機材器具は常に、点検整備し使用前には遊離残留塩素 1 0 0 P P m 次亜塩素酸ナトリウム液にて（特に槽内持込機器は）十分に消毒する。

4 作業準備

作業のため放出する水をできる限り無駄にしない方法を講ずる。

(例) 1日の使用量を推定し、貯水量とを勘案し、必要日数前に元栓バルブを閉める。

5 作業手順

- (1) 受水槽の元栓バルブを閉める。
- (2) 揚水ポンプを停止する。
- (3) 槽内の照明をする。照明用具は完全なる防水防爆型のものを使用し、特に漏電に注意しなければならない。
(モビーランプ使用)
- (4) 槽内水の残留塩素測定をする。
- (5) 水中ポンプを必要数入れ排水作業をする。
- (6) 水中ポンプ始動と同時にポータブルファンに依る槽内換気を行う。
- (7) 槽内水排水完了と共に入槽し（状況に応じ外気導入型マスク着用）所定のカルテに所用事項を記入し、必要があれば写真を撮る。その時槽内壁の亀裂の有無、配管の腐蝕には留意する。
- (8) マンホールのフタ内面のさび落しをし、SR塗料による塗装をする。本塗装は作業終了時まで完全に完全乾燥するよう処理する。
- (9) 槽内をHiワッシャーにて第1回目の高圧洗浄を実施する。
(30～40kg/cm、噴射角25°程度とする。)
- (10) 洗浄開始と同時に、スイーパーの吸水用ストレーナを槽内最底面に置き、洗浄汚水の排出作業を開始する。
(槽内にポケットの有る場合には、水中ポンプでも可)
- (11) 第1回洗浄終了と共に、槽内付属機器の点検手入れ、並びに金属部のさび落しをし、必要があれば防錆処理を行う。特にボルト、ナット、割ピン等に注意すること。防錆処理は塗装、テープ巻等によるが前者は乾燥時間に制限され、後者は脱落等の場合が考えられるので、十分な配慮をする。
- (12) 第2回目のHiワッシャー及びスイーパーに依る高圧洗浄、及び洗浄汚水の完全な排出を行う。
- (13) 槽内に異物等ある場合は完全に除去するとともに、工具部品等の置き忘れがないかを点検確認する。
- (14) 次亜塩素酸ナトリウム100PPm（遊離残留塩素）液をHiワッシャータンク内に入れ噴霧により槽内全面消毒する。
- (15) 消毒後は作業上必要最小限度の人員に入槽者を制限する。
- (16) 消毒後、15分～30分後に水張を実施すると共に、各種自動機器の作動点検をする。
- (17) 作業完了検査は満水後次のことを行う。

A	濁度	2度
B	色度	5度
C	残留塩素	0.2PPm 以上（残留塩素測定器に依る。）

6 受水槽の清掃時期

6月（年1回）

III 水質検査（受水槽）

1 検査項目及び検査回数

- | | | |
|------------|------|--------|
| (1) 省略不可項目 | 10項目 | 6か月に1回 |
| (2) 重金属 | 4項目 | 〃 |
| (3) 蒸発残留物 | 1項目 | 〃 |

※ (2)、(3)の項目は、前回の検査結果が基準値内であれば、省略できる。

2 検査項目の内訳

省略不可項目：一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、PH値、味、臭気、色度、濁度

重 金 属：鉛、亜鉛、鉄、銅

IV その他

受水槽の容量 12.5m³（有効水位は9m³）

植木剪定等業務仕様書

1 仕様

- (1) 剪定作業実施回数は、原則として、年2回とする。
- (2) 剪定作業実施にあたっては、計画的に実施するものとする。

2 剪定内容

1回目：5月頃を目処に、低木を中心に剪定作業を実施するものとする。

2回目：8月頃を目処に、低木や中木を含め、1回目の手入れ作業で行わなかった箇所を中心に剪定するものとする。

高木については、必要に応じて剪定を行い、枝等が隣地へ越境することがないように特に注意を払い剪定を行うこと。

3 その他

敷地内等の除草は適宜行い、利用者に爽快な環境を確保し、冬季において、下草等が立ち枯れすることがないように除草時期を調整すること。

舞台設備保守点検業務仕様書

この仕様書は業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、常に安全かつ良好な作動状態を保つよう努めるものとする。

1 保守点検を行う設備

(1) 設備内容

①音響設備（1階ホール）

舞台スピーカ	2台
モニタスピーカ	2台
舞台スピーカ（スタンド付き）	2台
舞台袖マイク及びスピーカジャック	2組
客席天井スピーカ（プロセアム）	2台
客席天井スピーカ	6台
客席スピーカジャック	4か所
客席マイクジャック	4か所

②音響設備（2階録音室）

ミキサー（松下 WR-8918）	1台
ミキサー電源	1台
ミキサー（松下 WR-X01）	2台
カセットデッキ	1台
レコードプレーヤ	1台
オープンテープデッキ（ティアック X2000R）	1台
オープンテープデッキ（ソニー TC-707MC）	2台
松下コントロールパネル	1面
ヒューズ盤	1面

③音響設備電力増幅架（2階録音室）

アンプ（松下 WP-9110）	3台
アンプ（松下 WP-9055A）	1台
イコライザ	1台
ワイヤレスチューナ	1台
電源盤	1台
効果用接続盤	2台
スピーカスイッチ盤	1台
スピーカアンプ接続盤	1台

④音響設備効果用架、他（2階録音室）

アンプ	3台
電源	1台
スピーカアンプ接続盤	1台
PA効果接続盤	1台
モニタスピーカ	2台
インターカム	5台

⑤音響設備カラオケ用、他（1階ホール）

アンプ	1台
ミキサー	1台
CDプレーヤ	1台
ワイヤレスチューナ	1台
マイクロホン	一式
ケーブル類	一式

⑥照明設備（1階舞台及び客席）

アッパーホリゾンライト	5台
スポットライト	13台
フロアコンセント	2組
フットライト	5台
水銀灯	13台
電動巻上機	4台
ワイヤー	一式
滑車	一式
フロアコンセント	4か所

⑦照明設備（映写室及びその他の設備）

ピンスポット	2基
調光盤	1台
主幹盤 (No. 1)	1面
主幹盤 (No. 2)	1面
負荷線入線盤	1面
スクリーン	1面
緞帳	1帳
舞台袖操作盤	1面
電動巻上機	3台
その他保安上必要な点検、調整	一式

2 保守点検内容

上記1の各設備の設置個数の確認、設備の調整、定期点検、注油、総合作動状態点検、清掃等の保安上必要な点検予防措置

3 保守点検の方法

(1) 定期保守

年1回専門の技術者により、保守点検（各設備の設置個数の確認を含む）を実施する。

(2) 緊急保守

不測の故障の際は、その都度専門の技術者により、保守点検を行う。

(3) 故障修理

保守点検中に故障を発見した場合は、直ちに修理するものとする。

移動観覧席保守点検業務仕様書

移動観覧席の引出、収納時の各機能を安全、かつ正常な状態に維持するため技術者が、適切な点検と整備を行うこと。

1 点検回数 年1回

2 本体 外観点検

(1) 支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバーその他構造部材に変型及び損傷がないかどうかを確認する。

(2) 座板 踏板 幕板 手摺に著しい損傷がないかどうかを確認する。

3 組立接合部点検

各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落又は、緩みがないかどうかを確認する。

4 作動調整の点検

(1) 引出し、収納の停止と作動中の振れを確認調整する。

(2) 整列用ワイヤー、及びロック解除装置を確認調整する。

(3) ストッパー、リンクの調整と手摺の脱着を確認する。

5 付属品の確認

操作ハンドル、手摺、移動踏板、パネル

(製品概要)

納入月：昭和63年1月

製品名：ロールバックスタンド

機種：RS-021S 140席

製造：(株)コトブキ（東京都千代田区神田駿河台1-2-1）

建築物定期点検業務仕様書

この仕様書は業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、常に安全かつ良好な作動状態を保つよう努めるものとする。

1 点検内容

- (1) 建築基準法第12条第2項に基づく建築物の敷地及び構造に係る定期点検
3年毎1回実施（令和11年度及び令和14年度）
- (2) 建築基準法第12条第4項に基づく昇降機以外の建築設備のうち、換気設備、排煙設備（自然排煙を除く）、非常用照明装置及び給排水設備の定期点検
年1回実施

2 関係法令等の遵守

点検の実施者、調査基準等については、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

3 点検結果の保管

点検終了後、完了報告書及び点検箇所の写真を保管するとともに市に写しを提出すること。

トレーニング機器保守点検業務仕様書

1 点検回数 年1回

2 業務内容

トレーニング機器体育器具を常時最良の状態に維持するため、器具の点検及び故障の修理を行う。特に利用者の立場に立ち、器具等の安全を第一の目的として点検に当たり、故障等が発生した連絡を受けた時は、速やかに点検調整及び修理を行う。

3 業務内容

器具の油切れやボルトのゆるみ及びネジの変形、カバーの亀裂やはがれ、枠のゆがみ、電気系統について保守点検を行う。

4 点検を行うトレーニング機器

市、並びに、指定管理者がラーク所沢に設置したすべてのトレーニング機器とする。

なお、市がラーク所沢に設置している主なトレーニング機器は、次のとおり。

(1) バレルローラー	1台
(2) ジムベルト (ベルトバイブレーター)	2台
(3) ローイングマシン	1台
(4) ツイストマシン	1台
(5) ステップ用ベンチ	1台

※上記トレーニング機器のほか、指定管理者は自らの負担によりトレーニング機器（別紙⑮の機器一覧に記載）を調達し、設置することが必要です。

指定管理者が設置するトレーニング機器一覧

この一覧は、最低限の種類・数量を記載したものであり、指定管理者の判断により、追加でトレーニング機器を設置することが可能です。

記載した機器名にかかわらず、同等品をもって設置することが可能です。

複数のトレーニング機器を、1台で複合的に使用できる機器（マルチトレーニングタワーなど）に替えて設置することも可能です。

トレーニング機器の調達は、購入やリースなどの方法により、指定管理者が調達してください。

機器は、新品が望ましいが、市が了承した場合は、良好な状態にメンテナンスされた中古機器の設置も可能です。

No	種類・効果	機器名・運動内容	数量	規格等
1	心肺持久力	ランニングマシン	4	電源式によること。 速度・傾斜の変更ができること。 時間、距離、消費カロリーなどでゴール等の設定ができること。 ハンドセンサー等で心拍数測定ができること。 パネル表示、メッセージ表示が日本語であること。
2	心肺持久力	エクササイズバイク (自転車型トレーナー)	3	電源内蔵式コードレス式を基本とする。 座面の位置、負荷レベルの変更ができること。 時間、距離、消費カロリーなどでゴール等の設定ができること。 ハンドセンサー等で心拍数測定ができること。 パネル表示、メッセージ表示が日本語であること。
3	筋力マシン (上半身)	チェストプレス (腕を伸ばす)	1	座席との一体型とする（座席・ウエイトが別個・単体式のベンチプレスは不可）。 座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
4	筋力マシン (上半身)	ローイングマシン (腕の引き寄せ)	1	座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
5	筋力マシン (上半身)	ダンベルセット	1 式	荷重0.5kg～10kgを各種2個以上設置とする。 ダンベルを整列できる棚もセットとする。 ダンベル使用時のベンチ1台もセットとする。
6	筋力マシン (下半身)	レッグエクステンション (膝の伸ばし)	1	座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
7	筋力マシン (下半身)	レッグカール (膝を曲げる)	1	座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
8	筋力マシン (下半身)	レッグプレス (膝の屈伸)	1	座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
9	筋力マシン (体幹)	アブドミナル (腹筋運動)	1	座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
10	筋力マシン (体幹)	プルダウン (腕の引き下げ)	1	座面の位置調整が可能であること。 ウエイトの負荷調整※が可能であること。
11	筋力マシン (体幹)	バックエクステンション (背筋を反る)	1	座面の位置調整が可能であること。
12	ストレッチ	フィットネスマット	3	60cm×180cm以上のサイズとする。
13	ストレッチ	バランスボール	2	
14	ストレッチ	ストレッチポール	2	

※ウエイトの負荷調整は、ガス式・油圧式・ゴム式は不可。

トレーニング指導業務仕様書

1 業務内容

(1) トレーニング機器利用者講習会

(2) 個人指導

講習会については、トレーニング概論及び実技指導をわかりやすく行うものとする。

1回1時間30分で、トレーニング概論、各種機器の取扱説明及び実技指導とする。1回あたりの受講者は10名を限度とする。

2 指導日時

原則として週1回以上とする。

3 指導員

トレーニング指導士若しくはそれに類する資格を持った者で指導実務経験1年以上の者1名とする。

また、指導員は、来館者に対し、親切丁寧を旨とし、不快、不親切の念を与えないようにし、業務内容の向上に努めること。

4 業務日誌等の提出

指導員は、業務日誌を作成し、市から指示があった際は提出をする。